

質問 平野（祐）議員（自民・各務原市）令和7年12月12日（金）

2 県職員の「働いてもらい方改革」の現状について

答弁 知事

現在、県が推進しております「働いてもらい方改革」は、働く人の目線に立ち、柔軟で働きやすい環境を整えることにより、企業の労働力確保と生産性向上を同時に目指す取組でございます。

その具体的な取組は主に3つあり、一つ目は、「柔軟な勤務時間」として、業務の切り分けや細分化により超短時間勤務を推進することであります。また、二つ目は「柔軟な勤務体系」として、フレックスタイム制や裁量労働制を導入すること、三つ目は、「柔軟な就労形態」として、ICTやリモートワークを活用することでございます。

現在、こうした取組の優良事例を紹介し、県内企業に広く取り組んでいただくよう促しておりますが、県においても実は同様に推進しております。

まず、一つ目の超短時間勤務につきましては、3時間以内の勤務時間として、現在約90名の会計年度任用職員の方にご活躍いただいております。その中には、医師や保健師等の有資格者が常勤で行うべき業務について、時間を細分化して募集し、応募いただくことで、専門的な業務を担っていただいております。超短時間勤務は県庁においても決して難しいことではなく、すでに行っております。

今後、こうした事例を拡大し、専門知識や資格を必要とする人材の確保や、県民の働く機会の創出につなげてまいります。

二つ目のフレックスタイム制につきましては、それぞれの家庭の事情に応じた柔軟な働き方に対応できるようになるほか、勤務時間を割り振らない日を設けることで週休3日を実現することも可能となり、現在、県庁における本格的な制度導入に向けて準備を進めておるところでございます。

三つ目のリモートワークの活用につきましては、現状でも在宅勤務を週4日まで可能としているほか、今月から全職員へのタブレット型パソコンの本格導入がスタートしており、出張先や自宅など場所を選ばずに、職場と同様に仕事ができる環境を整えているところでございます。

また、私が知事に就任して以降の県職員の働き方についてお尋ねがありました。本年7月からは、育児や介護といった理由に限らず、誰でも利用可能な時差出勤制度を導入しております。

さらに、従来、極めて多くの手間と時間が掛かっておりました議会答弁の作成プロセスですが、これを効率化するほか、日常的な報告事項も、従来、個別案件ごとの資料作成を行っていたものを、原則一行程度のポイントだけとし、ルーティン作業の簡

素化をはじめ、仕事のやり方を徹底して見直しております。

ちなみに、就任以降の9ヶ月間の時間外勤務を前年同時期と比較しますと、本庁職員1人あたり月平均5時間程度、総時間にして約8万6千時間縮減しております。併せて、年次休暇取得促進にも引き続き取り組み、この年末年始にも積極的に休暇を取得するよう呼びかけているところでございます。

今後も、県内企業に「働いてもらい方改革」を進めていただくためにも、県がその模範となるよう「しっかり働き、しっかり休む」職場づくりに努めてまいります。

担当課 人事課

電話番号 058-272-1135

メール c11102@pref.gifu.lg.jp